

評 定 の 基 準

1. 監督職員及び検査職員の評定基準

業務成績評定の採点にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、別表－1「業務成績採点表」（以下「採点表」という。）の各評定項目に従って、評価度を選択することにより評定を行うものとする。（必須評定項目の追加、削除、もしくは配点、重みの変更は行わない）

2. 事業（務）所長の評定基準

(1) 評定方法

事業（務）所長は、監督職員の評定主旨を十分に理解し尊重した上で、各評定項目について直接関与した場合（程度は問わない）であって、監督職員が評定を行った各評定項目毎の評価度と自らの評価度が異なる場合についてのみ、自らの評価度を選択することにより総合的な評定を行う。

なお、自らが直接関与していない場合は、監督職員の評定結果と同様の評価度を選択することにより評定を行う。

(2) 事故等による減点

当該業務に関し、業務遂行中に請負者に起因する事故等が発生し、指名停止等の措置を行なった場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、表－1を参考として－15点まで減点することができる。

表－1 請負者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	文書注意	指名停止1ヶ月まで	指名停止が1ヶ月を超える
減点基準	－5点	－10点	－15点

(3) 契約不適合の修補及び損害賠償による減点

成果物に、請負者の責任に起因する**契約不適合**が存在し、契約図書に記された手続に従い、**契約不適合**の修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評点（100点満点換算）に対して、表－2を参考として－20点まで減点することができる。

ただし、ここでいう**契約不適合**の修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。

表－2 **契約不適合**の修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区分	契約不適合 の修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失による 契約不適合 の修補又は損害賠償の実施
減点基準	－10点	－20点

3. 「調査業務、計画業務」及び「単純調査等業務」について

「調査業務、計画業務」は、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い業務に対応するものであるため、これについては「調査業務、計画業務」の採点表を使用するものとする。

しかしながら、この採点表を使用するには及ばない、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・単純調査業務等については、これらを「単純調査等業務」と定義し、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」採点表を用いて評定するものとする。

なお、「調査業務、計画業務」の内容及び「単純調査等業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

・「調査業務」の内容

調査業務とは、現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特別仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、前項の調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

・「計画業務」の内容

計画業務とは、「設計業務共通仕様書」第 1-11 条に定める貸与資料及び第 2-1 条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

・「単純調査等業務」の例

- ・単純なデータ収集・整理等に関する業務
- ・単純なデータ作成・処理等に関する業務
- ・書類編集、原稿整理等の業務
- ・文献、資料等の収集・分類に関する業務
- ・単純な図面集、写真集等の作成
- ・一般的な現地踏査、単純な計測、観測調査
- ・定期的なデータのメンテナンス、データ加工業務
- ・不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）
- ・検討を要さない数量の算出等
- ・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が JIS 等で規定されている測定業務
- ・現場技術業務における補助的な業務

4. 技術者評定について

技術者評定は、以下の評定項目について、採点表に基づき5の重み付けを加味して行う。

評 定 項 目		技術者評定	
		管理技術者	照査技術者
専門技術力	提案力・改善力	○	—
	業務執行能力	○	—
	施工面の知識	○	—
	多様な視点	○	—
管理技術力	業務管理能力	○	—
	品質管理能力	○	○
	迅速性、弾力性	○	—
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	○	—
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観	○	—
成果物の品質		○	○

5. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評定項目毎に以下の重み付けを行う。

評定項目		地質調査、単純調査等業務、測量作業			調査業務、計画業務			設計業務		
		業務評定	技術者評定		業務評定	技術者評定		業務評定	技術者評定	
			管理又は主任	照査		管理	照査		管理	照査
専門技術力	提案力・改善力	2 (5.9%)	2 (5.9%)	—	5 (11.1%)	5 (11.1%)	—	5 (8.8%)	5 (8.8%)	—
	業務執行能力	2 (5.9%)	2 (5.9%)	—	5 (11.1%)	5 (11.1%)	—	5 (8.8%)	5 (8.8%)	—
	施工面の知識	—	—	—	—	—	—	2 (3.5%)	2 (3.5%)	—
	多様な視点	—	—	—	5 (11.1%)	5 (11.1%)	—	10 (17.5%)	10 (17.5%)	—
管理技術力	業務管理能力	2 (5.9%)	2 (5.9%)	—	2 (4.4%)	2 (4.4%)	—	2 (3.5%)	2 (3.5%)	—
	品質管理能力	5 (14.7%)	5 (14.7%)	1 (50.0%)	5 (11.1%)	5 (11.1%)	1 (50.0%)	10 (17.5%)	10 (17.5%)	1 (50.0%)
	迅速性、弾力性	1 (2.9%)	1 (2.9%)	—	1 (2.2%)	1 (2.2%)	—	1 (1.8%)	1 (1.8%)	—
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	1 (2.9%)	1 (2.9%)	—	1 (2.2%)	1 (2.2%)	—	1 (1.8%)	1 (1.8%)	—
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観	1 (2.9%)	1 (2.9%)	—	1 (2.2%)	1 (2.2%)	—	1 (1.8%)	1 (1.8%)	—
成果物の品質		20 (58.8%)	20 (58.8%)	1 (50.0%)	20 (44.4%)	20 (44.4%)	1 (50.0%)	20 (35.1%)	20 (35.1%)	1 (50.0%)
合 計		34 (100%)	34 (100%)	2 (100%)	45 (100%)	45 (100%)	2 (100%)	57 (100%)	57 (100%)	2 (100%)

業務成績評定結果総括表

地区名: 業務名:		監督職員・事業(務)所長の評価					検査職員の評価		業務評価			技術者評価					
評価項目		監督職員 評定点	所長 評定点	同左平均 (①+②)÷2	調整後評定点 ③×0.6	評定点	調整後評定点 ⑤×0.4	各項目の評定点 ④+⑥	重み	評定点 ⑦×⑧	管理技術者			照査技術者			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	各項目の 評定点(1)	重み (2)	評定点 (1)×(2)	各項目の 評定点(3)	重み (4)	評定点 (3)×(4)	
専門技術力	提案力・改善力	76	74	75	—	—	—	75.0	2	150.0	75.0	2	150.0	—	—	—	
	業務執行能力	80	80	80	48.0	70.0	28.0	76.0	2	152.0	76.0	2	152.0	—	—	—	
管理技術力	業務管理能力	84	80	82	—	—	—	82.0	2	164.0	82.0	2	164.0	—	—	—	
	品質管理能力	68	74	71	—	—	—	71.0	5	355.0	65.0	5	325.0	80.0	1	80.0	
	迅速性、弾力性	70	70	70	—	—	—	70.0	1	70.0	70.0	1	70.0	—	—	—	
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	72	72	72	—	—	—	72.0	1	72.0	72.0	1	72.0	—	—	—	
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観	92	92	92	—	—	—	92.0	1	92.0	92.0	1	92.0	—	—	—	
成果物の品質		66	68	67	40.2	78.0	31.2	71.4	20	1,428.0	71.4	20	1,428.0	71.4	1	71.4	
合計									Σ⑩ 34	Σ⑪ 2,483.0		Σ(2) 34	Σ評定点 2,453.0		Σ(4) 2	Σ評定点 151.4	
総合評定点									Σ⑪ Σ⑩	73		Σ評定点 Σ(2)	72		Σ評定点 Σ(4)	76	

注)検査職員欄の評定点(⑤)がない場合は、⑦=③とする。

事故等による減点(A)	-
契約不適合の修補又は損害賠償による減点(B)	-
修正後の総合評定点 = 総合評定点(業務評価) + (A) + (B)	73

	-		-
	72		76

業 務 成 績 評 定 表

年 月 日
 ○○農政局○○事業(務)所

事業名	○○○事業		
業務名	□□□業務		
契約金額	当初：	最終：	
履行期間	当初：○年○月○日～ ○年○月○日	最終：○年○月○日～ ○年○月○日	
完了年月日	○年○月○日		
完了検査年月日	○年○月○日		
契約相手方住所氏名			
管理技術者氏名			
照査技術者氏名	※		
事業所等の長 所属・氏名			
監督職員 所属・氏名			
完了検査職員 所属・氏名			
評 定 結 果	業務評定		点
	技術者評定	管理技術者	点
		照査技術者	※ 点

(※照査技術者を配置しない業務の場合は「－」とする。)

別紙様式第2（地質調査、単純調査等業務、測量作業）

番 号
年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

〇〇農政局長（事業（務）所長）
〇〇〇〇

業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の業務について、〇〇農政局業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日の翌日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により通知致します。

記

- 1 業務名 : 〇〇〇事業 □□□業務
- 2 履行期間 : 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
- 3 完了検査年月日 : 〇年〇月〇日
- 4 評定点 : 下表のとおり

評価項目		評 定 点		
		業務評定	技術者評定	
			管理技術者	照査技術者
専門技術力	提案力・改善力	75	75	
	業務執行能力	76	76	
管理技術力	業務管理能力	82	82	
	品質管理能力	71	65	※80
	迅速性、弾力性	70	70	
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	72	72	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	92	92	
成果物の品質		71	71	※71
総合評定点		73	72	※76
事故等による減点		-		
契約不適合の修補又は損害賠償による減点		-	-	-
修正後の総合評定点		73	72	※76

（※照査技術者を配置しない業務の場合は「-」とする。）

5 書面の送付先 〒 . . . -
住所 〇〇〇〇
〇〇農政局〇〇部〇〇課〇〇係
(〇〇農政局〇〇事業所〇〇課〇〇係)

6 手続等の問合せ先 〒 . . . -
住所 〇〇〇〇
〇〇農政局〇〇部〇〇課〇〇係
(〇〇農政局〇〇事業所〇〇課〇〇係)
Tel . . . - (代) 内線

業務成績評定結果総括表

地区名: 業務名:		監督職員・事業(務)所長の評価				検査職員の評価		業務評価			技術者評価					
評定項目		監督職員 評定点	所長 評定点	同左平均 (①+②)÷2	調整後評定点 ③×0.6	評定点	調整後評定点 ⑤×0.4	各項目の評定点 ④+⑥	重み	評定点 ⑦×⑧	管理技術者			照査技術者		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	各項目の 評定点(1)	重み (2)	評定点 (1)×(2)	各項目の 評定点(3)	重み (4)	評定点 (3)×(4)
専門技術力	提案力・改善力	76	74	75	—	—	—	75.0	5	375.0	75.0	5	375.0	—	—	—
	業務執行能力	80	80	80	48.0	70.0	28.0	76.0	5	380.0	76.0	5	380.0	—	—	—
	多様な視点	86	86	86	51.6	80.0	32.0	83.6	5	418.0	83.6	5	418.0	—	—	—
管理技術力	業務管理能力	84	80	82	—	—	—	82.0	2	164.0	82.0	2	164.0	—	—	—
	品質管理能力	68	74	71	—	—	—	71.0	5	355.0	65.0	5	325.0	80.0	1	80.0
	迅速性、弾力性	70	70	70	—	—	—	70.0	1	70.0	70.0	1	70.0	—	—	—
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	72	72	72	—	—	—	72.0	1	72.0	72.0	1	72.0	—	—	—
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観	92	92	92	—	—	—	92.0	1	92.0	92.0	1	92.0	—	—	—
成果物の品質		66	68	67	40.2	78.0	31.2	71.4	20	1,428.0	71.4	20	1,428.0	71.4	1	71.4
合計									Σ⑩ 45	Σ⑪ 3,354.0		Σ(2) 45	Σ評定点 3,324.0		Σ(4) 2	Σ評定点 151.4
総合評定点									Σ⑪ Σ⑩	75		Σ評定点 Σ(2)	74		Σ評定点 Σ(4)	76

注)検査職員欄の評定点(⑤)がない場合は、⑦=③とする。

事故等による減点(A)	-
契約不適合の修補又は損害賠償による減点(B)	-
修正後の総合評定点 = 総合評定点(業務評価) + (A) + (B)	75

	-		-
	74		76

業 務 成 績 評 定 表

年 月 日
 ○○農政局○○事業(務)所

事 業 名	○○○事業		
業 務 名	□□□業務		
契 約 金 額	当初：	最終：	
履 行 期 間	当初： ○年○月○日～ ○年○月○日	最終： ○年○月○日～ ○年○月○日	
完了年月日	○年○月○日		
完了検査年月日	○年○月○日		
契約相手方住所氏名			
管理技術者氏名			
照査技術者氏名	※		
事業所等の長 所属・氏名			
監督職員 所属・氏名			
完了検査職員 所属・氏名			
評 定 結 果	業務評定		点
	技術者評定	管理技術者	点
		照査技術者	※ 点

(※照査技術者を配置しない業務の場合は「-」とする。)

別紙様式第2（調査業務、計画業務）

番 号
年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

〇〇農政局長（事業（務）所長）
〇〇〇〇

業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の業務について、〇〇農政局業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日の翌日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により通知致します。

記

- 1 業務名 : 〇〇〇事業 □□□業務
- 2 履行期間 : 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
- 3 完了検査年月日 : 〇年〇月〇日
- 4 評定点 : 下表のとおり

評価項目		評 定 点		
		業 務 評 定	技術者評定	
			管理技術者	照査技術者
専門技術力	提案力・改善力	75	75	
	業務執行能力	76	76	
	多様な視点	84	84	
管理技術力	業務管理能力	82	82	
	品質管理能力	71	65	※80
	迅速性、弾力性	70	70	
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	72	72	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	92	92	
成果物の品質		71	71	※71
総合評定点		75	74	※76
事故等による減点		-		
契約不適合の修補又は損害賠償による減点		-	-	-
修正後の総合評定点		74	74	※76

(※照査技術者を配置しない業務の場合は「-」とする。)

- 5 書面の送付先 〒
住所 〇〇〇〇
〇〇農政局〇〇部〇〇課〇〇係
(〇〇農政局〇〇事業所〇〇課〇〇係)

- 6 手続等の問合せ先 〒
住所 〇〇〇〇
〇〇農政局〇〇部〇〇課〇〇係
(〇〇農政局〇〇事業所〇〇課〇〇係)
TEL (代) 内線

業務成績評定結果総括表

地区名:											技術者評価					
業務名:		監督職員・事業(務)所長の評価				検査職員の評価		業務評価			管理技術者			照査技術者		
評価項目	評価項目	監督職員	所長	同左平均	調整後評定	評定	調整後評定	各項目の評定	重み	評定	各項目の評定	重み	評定	各項目の評定	重み	評定
		評定	評定	(①+②)÷2	③×0.6	⑤	⑥×0.4	④+⑥	⑧	⑦×⑧	評定(1)	(2)	(1)×(2)	評定(3)	(4)	(3)×(4)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨						
専門技術力	提案力・改善力	76	74	75	—	—	—	75.0	5	375.0	75.0	5	375.0	—	—	—
	業務執行能力	80	80	80	48.0	70.0	28.0	76.0	5	380.0	76.0	5	380.0	—	—	—
	施工面の知識	80	80	80	—	—	—	80.0	2	160.0	80.0	2	160.0	—	—	—
	多様な視点	86	86	86	51.6	80.0	32.0	83.6	10	836.0	83.6	10	836.0	—	—	—
管理技術力	業務管理能力	84	80	82	—	—	—	82.0	2	164.0	82.0	2	164.0	—	—	—
	品質管理能力	68	74	71	—	—	—	71.0	10	710.0	65.0	10	650.0	80.0	1	80.0
	迅速性、弾力性	70	80	75	—	—	—	75.0	1	75.0	75.0	1	75.0	—	—	—
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	72	72	72	—	—	—	72.0	1	72.0	72.0	1	72.0	—	—	—
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観	92	92	92	—	—	—	92.0	1	92.0	92.0	1	92.0	—	—	—
成果物の品質		66	68	67	40.2	78.0	31.2	71.4	20	1,428.0	71.4	20	1,428.0	71.4	1	71.4
合計									Σ⑩ 57	Σ⑪ 4,292.0				Σ⑫ 2	Σ⑬ 151.4	
総合評定									Σ⑭ Σ⑩	75			Σ⑮ Σ⑫	74	Σ⑯ Σ⑬	76

注)検査職員欄の評定(⑤)がない場合は、⑦=③とする。

事故等による減点(A)	-
契約不適合の修補又は損害賠償による減点(B)	-
修正後の総合評定 = 総合評定(業務評価) + (A) + (B)	75

	-		-
	74		76

業 務 成 績 評 定 表

年 月 日
〇〇農政局〇〇事業（務）所

事業名	〇〇〇事業		
業 務 名	□□□設計業務		
契 約 金 額	当初：	最終：	
履 行 期 間	当初：〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日	最終：〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日	
完了年月日	〇年〇月〇日		
完了検査年月日	〇年〇月〇日		
契約相手方住所氏名			
管理技術者氏名			
照査技術者氏名	※		
事業所等の長 所属・氏名			
監督職員 所属・氏名			
完了検査職員 所属・氏名			
評 定 結 果	業務評定		点
	技術者評定	管理技術者	点
		照査技術者	※ 点

(※照査技術者を配置しない業務の場合は「－」とする。)

別紙様式第2（設計業務）

番 号
年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

〇〇農政局長（事業（務）所長）
〇〇〇〇

業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の業務について、〇〇農政局業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日の翌日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により通知致します。

記

- 1 業務名 : 〇〇〇事業 □□□設計業務
- 2 履行期間 : 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
- 3 完了検査年月日 : 〇年〇月〇日
- 4 評定点 : 下表のとおり

評価項目		評 定 点		
		業 務 評 定	技術者評定	
			管理技術者	照査技術者
専門技術力	提案力・改善力	75	75	—
	業務執行能力	76	76	—
	施工面の知識	80	80	—
	多様な視点	84	84	—
管理技術力	業務管理能力	82	82	—
	品質管理能力	71	65	※80
	迅速性、弾力性	75	75	—
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	72	72	—
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	92	92	—
成果物の品質		71	71	※71
総合評定点		75	74	※76
事故等による減点		—	—	—
契約不適合の修補又は損害賠償による減点		—	—	※-
修正後の総合評定点		75	74	※76

（※照査技術者を配置しない業務の場合は「—」とする。）

5 書面の送付先 〒
住所 〇〇〇〇
〇〇農政局〇〇部〇〇課〇〇係
(〇〇農政局〇〇事業所〇〇課〇〇係)

6 手続等の問合せ先 〒
住所 〇〇〇〇
〇〇農政局〇〇部〇〇課〇〇係
(〇〇農政局〇〇事業所〇〇課〇〇係)
Tel (代) 内線

別表－3

九州農政局業務成績評定委員会

部 会 名	業 務 の 種 類	構 成 員
農村振興部会	支出負担行為担当官が契約する業務のうち事業（務）所が担当する業務	○委員長 農村振興部長 ○委 員 会計課長 設計課長 当該業務担当課長 当該業務担当職員 当該業務評定者
一般部会	支出負担行為担当官が契約する業務のうち上記以外の業務	○委員長 総務部長 ○委 員 会計課長 当該業務担当課長 当該業務評定者

別表－4

事業所等業務成績評定委員会

構 成 員
○委員長 次長 (次長が二人置かれている場合は技術次長、次長が置かれていない場合は庶務課長) ○委 員 庶務課長 当該業務担当課長 当該業務担当職員 当該業務評定者